

サービスごとの加算の届出の考え方（令和7年度4月版）

1 届出の考え方

サービス名	届出の考え方
各サービス共通事項	■令和7年4月1日算定の加算に係る体制届出の提出期限 令和7年4月11日（金） ※次ページ以降の「注意事項（各サービスの取り扱い）」を確認し、メール、持参、郵送（提出期限当日の消印有効）にて提出してください。
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	■業務継続計画未策定減算について 左記のサービスにつきましては、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画を策定していない場合は減算が適用されます。業務継続計画策定の有無について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の「減算型」もしくは「基準型」にチェックし、令和7年4月11日（金）までに届け出てください。 なお、居宅介護支援及び介護予防支援につきましては、届出の必要はありませんが、他サービスと同様に、業務継続計画が未策定の場合には、減算が適用されます。
短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護（短期利用型のみ） 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（短期利用型のみ） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型のみ） 看護小規模多機能型居宅介護	■身体拘束廃止未実施減算について 左記のサービスにつきましては、身体的拘束等の適正化のための措置として、以下のa～dに掲げる措置を講じていない場合は減算が適用されます。「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の「減算型」もしくは「基準型」にチェックし、令和7年4月11日（金）までに届け出てください。 a 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 b 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 c 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 d 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施すること。

2 注意事項（各サービスの取扱い）

	サービス種別	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1：訪問介護 1 2：訪問入浴介護 1 3：訪問看護 1 4：訪問リハビリテーション 1 7：福祉用具貸与 6 2：介護予防訪問入浴介護 6 3：介護予防訪問看護 6 4：介護予防訪問リハビリテーション 6 7：介護予防福祉用具貸与 7 6：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1：夜間対応型訪問介護 A 2：訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
2	2 1：短期入所生活介護 2 2：短期入所療養介護 2 3：短期入所療養介護 2 A：短期入所療養介護 2 7：特定施設入居者生活介護（短期利用型のみ） 2 4：介護予防短期入所生活介護 2 5：介護予防短期入所療養介護 2 6：介護予防短期入所療養介護 2 B：介護予防短期入所療養介護 7 3：小規模多機能型居宅介護 6 8：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 3 8：認知症対応型共同生活介護（短期利用型のみ） 2 8：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型のみ） 7 7：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 7 9：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 7 5：介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の「身体拘束廃止取組の有無」 「1：減算型」「2：基準型」を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。

	6 9 : 介護予防小規模多機能型居 宅介護 (短期利用型のみ) 3 9 : 介護予防認知症対応型共同 生活介護 (短期利用型のみ)		
--	---	--	--